

除去土壌の再生利用の前提

平成 28 年 1 月 12 日
環境省

- 放射性物質汚染対処特措法における除去土壌の再生利用は、広く無限定に流通が認められているクリアランスレベルの考え方とは異なり、被ばく線量を低減するための措置が講じられた用途に限定して再利用する。
- 減容化等により汚染の程度を低減化した除去土壌は、通常の補修等では交換されることのない盛土材、路盤材等の構造基盤の部材として、覆土等により遮へいがされた状態で長期間にわたり管理下で供用される公共事業の用途に限定し再利用する。(例 廃棄物処分場の中間覆土材、土堰堤、道路・鉄道盛土、海岸防災林、防潮堤、土地造成・水面埋立て等)
- 除去土壌の再生利用は、施工時・供用時を通じて、特措法上、処分の一形態として処分基準の適用を受けるものである。
- 再生利用の基準は、日本全国を適用範囲とする(ただし、再生利用場所の放射能汚染状況に応じて基準の内容が異なることはあり得る)。